

令和 2 年第 4 回守山市農業委員会総会議事録

第 4 回守山市農業委員会総会を市役所本館 3 階 31 会議室において招集する。

令和 2 年 4 月 10 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 15 号～議第 19 号

議第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係
る事業計画変更申請に対し、承認をすること
について

報告第 13 号～報告第 18 号

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 15 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の
報告について

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 18 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1 川立 浩義 | 2 林 善治 | 3 北野 進 |
| 4 川島 忠文 | 6 下村 耕 | 7 木村 伊太郎 |
| 8 谷口 喜久 | 9 園田 耕三 | 10 杉江 清作 |

1 1 奥野 拓男 1 2 寺田 英子 1 3 勝見 友男

3 欠席委員は、1名です。

5 番 林 清昭 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 岩井 友宏

書 記 主幹 寺田 篤司

書 記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 井上 敦

農政課 主査 西川 孝司

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 4 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 1 時 58 分)

○議 長

それでは、令和 2 年第 4 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 6 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 木村 伊太郎 委員

8 番 谷口 喜久 委員 を指名いたします。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第 15 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 15 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 15 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 15 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは質疑を行います。今まで農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の許可案件は、当事者や関係する委員の方には

「退席」を求めています。農用地利用集積計画の決定に係る議事においても、利用権設定を受ける者、設定する者ともに氏名等を定めることとなっており、委員が関係する特別の個別事項に該当するため、委員又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項が含まれる場合は議事の審議の制限を受けることになっており、国や県から指導があったところです。

しかしながら、農地利用集積計画は非常に数が多く退席される委員が多くなることになり、1件ずつの審議にすることで相当な時間を費やすことが懸念されることから、退席を求めず発言権や採決権を制限させていただき、審議させていただきますので、ご了承をお願いします。関係する委員の方には、ご注意くださいようお願いいたします。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

12番の設定を受ける方は聞きなれない方なのですが、どのような作物を栽培されるのかお聞きします。

○農政課 井上課長

はい、営農計画書の提出があります。作物は「コーヒの豆」で、施設で栽培することを確認しております。

○●●番 ●●● ●●●委員

農業をされている実績はあるのでしょうか。新規でされるのでしょうか。

○農政課 西川主査

新規の参入になりまして、法人登記を改正され新たに農業に参入されるものです。農業従事される方は、実家が農家でありまして米作にはノウハウがあるものの「コーヒー」に関しては初めてになりますので、コーヒー栽培の研修を受けられ農業に参入されることになりました。

○議 長

よろしいでしょうか。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

1番は現況地目が「畑」で利用内容が「農機具格納庫」になっていますが、農地区分が「青地」との記載がありますが、すでに格納庫が建っているのですか。

○農政課 井上課長

現況は「畑」であり、農業用施設用地として農業機械の

倉庫の設置に向け、3月に農業振興地域整備計画の軽微変更を受けられたものです。設営の内容としてはビニールハウスに農業機械を入れる計画となっています。

○議 長

よろしいでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定することに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 16 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第16号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 16 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図の 2 ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 2 から P 4）

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 297 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりで、自作地となっております。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載の
とおりです。

譲受人の経営面積は、85.2 アール、通作距離は 10 メートルです。

2 番目の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,664 平方メートル、同じく 〇〇〇番〇 959 平方メートルです。地目は登記・現況は記載のとおりで、自作地となっております。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳です。譲受人は、笠原町〇〇〇番地〇 株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さん
です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、91.1 アール、通作距離は 10 メートルです。

3 番目の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 775 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりで、自作地となっております。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 被相続人 〇〇 〇 相続人 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、51.0 アール、通作距離は 0.2 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、1 番と 3 番の案件は個人であるため適用ありません。また、2 番の案件の株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人であるため該当しません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 16 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番と 2 番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、譲り渡し人が体調を崩されたので、近くで営農されている方と売買契約が整ったと聞いています。

2 番の案件は、所有者の資金の確保が必要との理由から売買されますが、譲り受け人は「農業」をされると聞きましたので、了承したものです。

○議 長

続いて、3 番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件は、譲り渡し人は 2 人家族で内 1 人は高齢で農業ができなくなっておりました。以前から「売りたい」との思いがあり、今回、当該地と隣接する農地を耕作されている方と話がまとまったものです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第17号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第17号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 17 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 7 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用）でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 9, 10）

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 56 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。

申請人は、〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。申請人が土地を取得した時期は記載のとおり相続で、事由は宅地の一部です。備考欄に記載のとおり、無断転用是正案件で昭和 56 年から使用されてきました。また、〇〇〇町地区計画区域内であります。

立地基準の判断につきましては、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に

問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第17号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

問題は無いものと判断しました。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●●委員、●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

3月25日に●●委員、局長、主幹、私の4人で現地確認いたしました。

この案件は、無断転用の是正となりますが、周囲に農地はありませんので、問題は無いと思います。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 18 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第18号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 18 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 4 ページ、位置図は 11 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 3 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 21、22）

○○○町 ○○○○ ○○○番○○ 273 平方メートル、同じく○○○番○○ 9.34 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。譲渡人は○○○町○○○番地○○ ○○ さん ○○歳です。譲受人は、栗東市○○○丁目○番○○号 株式会社 ○○○○ 代表取締役○○ ○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は分譲住宅 1 区画となっております。備考欄に記載のとおり、○○○町地区計画区域内で開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（○○

小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図P13、14)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 491 平方メートル、同じく〇〇〇〇番〇 203 平方メートル、同じく〇〇〇〇番〇 67 平方メートルで、譲渡人は大阪府茨木市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇ー〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は住宅となっています。備考欄に記載のとおり昭和 26 年から宅地となっており無断転用是正事案で、また、〇〇町地区計画区域内となっております。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番目の案件です。(位置図 P 15、16)

この事案は、一時転用事案であります。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 991 平方メートルの内
35.99 平方メートルで、貸人は〇〇町〇〇〇〇番地の〇
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、同じく 〇〇町 〇〇 〇〇
〇〇番 2,470 平方メートルの内 137.24 平方メートルで、
貸人は〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で
す。借人は東京都〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号 株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

貸人が土地を取得した時期は記載のとおり相続で、契約
内容は賃貸借で、事由は仮設道路です。備考欄に記載のと
おり、守山市上下水道事業所発注の〇〇配水場耐震化工事
に係る車両乗り入れのための一時転用で、期間は令和 3 年
11 月末日までとなっております。

立地基準の判断については、農業振興地域内の農用地区
域内農地ではありますが、土地改良区や耕作者の同意を得
ており、また 3 年以内の一時転用で限定されることから、
農業振興地域整備計画の達成に支障なく、許可相当と考え
ます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に
問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相

当と考えます。

以上で、議第 18 号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1 番の報告を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●委員

1 番の当該地は、道路と川に挟まれた農地で取り残された農地ですが、今回、地区計画内に指定されたことにより開発されるもので、周囲にも問題はありません。

よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2 番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

集落内の土地で建築された年月はわかりませんが、隣接には母屋と離れが存在しており、すでに居住していた親は亡くなり、相続人は他府県に住まいされており空き家になっています。今回、売買の話がまとまったのですが、地目が農地のままであったことから無断転用の是正をされるもので、場所的にも問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

農用地いわゆる青地の一時転用の案件です。市の水道事業の設備の更新による大型工事車両の通行のための道路の拡幅になります。ここには、用水路が通っておりますが暗渠による養生工事になっていきます。概ね1年半の令和3年11月までの一時利用になり、工事完了後は原状復帰される旨の誓約書も添付されていきますので、何ら問題は無いものと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

先ほどと同じように、3月25日に●●委員、局長、主幹、私の4人で現地確認いたしました。

3件とも、地区担当員の方の報告のとおり、問題は無いものと思います。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 19 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をす

ることについて以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第19号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は19ページからとなります。

今回の事業計画変更承認申請の2案件につきましては、それぞれ既に5条許可を受けた隣接する事案ですが、進入路の変更に伴いまして、2事案合わせた一体的な土地利用計画の変更と、土地の所有権を取得した承継者が当初転用者へ貸し付けを行うという変更の内容で、当初の転用目的を達成させるためには当初の許可に対する事業計画変更申請を行わせる必要がありますことから、本委員会の承認を求めるものでございます。

1番目の案件で、当初、進入路は東側の市道 ○○○○ ○○○○道路線を拡幅して駐車場を完成させる予定でしたが、事業者は隣接する2番目の案件の土地を買収することで、進入路を北側の県道 通称○○○○○○○側に変更し、合わせて一体的に「駐車場および資材置場」を完成させるものでございます。

なお、資材置場の部分につきましては、双方での賃貸借契約が結ばれ、土地利用されるものでございます。

承認の判断につきましては、「農地法に係る事務処理要領」により、事業計画に沿って確実に実施されること、周辺の地域農業等への影響が変更前と比べて同程度またはそれ以下であることが承認の要件であり、この要件に合致していることから承認することができるものと認めます。

以上で、議第 19 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

やはり、農地転用を受けたのであればその計画通りに利用すべきであり、その計画が守られなく心外でなりません。転用許可を受けて土を入れたら「雑種地」に変更でき、そのまま転売できてしまうことは残念であり、このような行為は我々農業委員の思いではありません。

○議 長

はい。他にございませんか。

○●番 ●● ●●委員

前回の転用目的は「レンタカー置場」だったと思いますが、今回は「資材置場」になるのですね。

○事務局

いいえ、「レンタカー置場」はそのままの計画で残り、
今回の増加する当該地が「資材置場」の計画になります。

○●番 ●● ●●委員

その計画どおりに進むのか注視してほしいと思います。
なぜなら、この譲り受け人は過去の転用理由案件で計画と
違う形の利用形態の事案がありましたので。こちらの件に
関しても、事業計画変更を出してもらいたいと意見を申し
ます。

○●番 ●● ●●委員

一般的な質問になりますが、農地転用を受けた後ざっく
りと土を入れ雑種地にして、すぐに転売してもかまわない
のですか。また、農地法上は何も言えないのですか。

○事務局

施工が完了していないなど問題がある場合は認められ
ていませので、今回のような事業計画変更申請を指導し
ております。今回の当該地は、所有権移転が行われていた
のですが、新しい計画として事業計画変更申請が出されま
した。また、農地法では施工完了までが範囲でありますの
で、確認や指導を開発部局とともにチェックし、農業委員
会としての手続きを踏むよう指導をしております。

○●●番 ●●● ●●●委員

そうすれば、完了届を出せばすぐにでも転売できるという
ことですか。

○事務局

法的には違法ではございません。

近畿農政局の見解においても、完了報告が出されると農
地法の規制が及ぶことは無いと確認しております。

○●●番 ●●● ●●●委員

一番問題なのは、農地転用を受けた後ざっくりと土を入
れ雑種地にして、すぐに転売して宅地に代わっているのが
あり、農地を守っている我々からしては、いささか残念で
なりません。

○事務局

資材置場の転用については、転用後の利用形態が変更さ
れている場合が多いため、このほど事務要領が改正されま
したので、その事業所の過去の転用履歴や状況を確認する
ことにいたします。

○議長

●●●委員、いかがですか。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい、わかりました。

○議 長

●●委員、いかがですか。

○●番 ●● ●●委員

今回の譲り受け人は、他の農地の利用についてもいろいろな事をなさっているので、注意していただきたいと思います。

○議 長

我々も情報の共有をしながら、しっかりと現地を確認していきたいと思います。

○議 長

はい。他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件の事業計画の変更を承認することに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の事業計画の変更を承認することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 13 号から報告第 18 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 15 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

3 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 18 号 諸証明書の交付状況について

2 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 2 0 分)

農業委員会等に関する法律第 3 3 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 4 月 24 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

守山市農業委員会総会会議規則第 1 8 条の規定により下記に署名する。

7 番

8 番